

記録についての注意事項

1. 記録の公認について

- ・ 公式大会、A公認大会は(公財)日本水泳連盟、(一社)三重県水泳連盟の公認となるが、B公認大会は(一社)三重県水泳連盟のみの公認とする。
- ・ 未登録選手の記録は公認とならないが中学関係大会はこの限りではない。
- ・ 全国大会の標準記録突破は、(公財)日本水泳連盟及び(一社)三重県水泳連盟の公式・A公認大会で樹立したその種目の記録のみが認められる。ただし、県内予選が義務づけられている大会については、県内予選で該当種目に出場するか標準記録を突破しなければならない。
- ・ (一社)三重県水泳連盟に未加盟選手でも、国体三重県代表選手として出場する場合、国体及び国体県内予選会で樹立した記録は三重県の記録として公認する。期日に遅れた者は出場できない。

2. 県水連公認大会の記録報告について

- ・ (一社)三重県水泳連盟公認大会の大会責任者は、P. 14の規則に従い、記録の報告を行うこと。
 - ①報告場所 〒511-0811 桑名市東方1565-1 ロイヤル立坂1A
(一社)三重県水泳連盟 事務局
 - ②報告期限 競技会終了後、1日以内とする。
 - ③報告形式 (公財)日本水泳連盟指定のフォーマット

3. 県外大会の記録報告について

- ・ 各登録団体は、支配下の選手の記録を下記要領に従って様式7を使用し、下記まで報告すること。報告なき場合はランキングに掲載しない。また、報告する場合、その記録を証明する資料等を添付すること。
 - ①報告場所 〒511-0811 桑名市東方1565-1 ロイヤル立坂1A
(一社)三重県水泳連盟 事務局
 - ②報告期間 平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日
 - ③対象競技会 (公財)日本水泳連盟・他都道府県の公式・公認競技会
※(一社)三重県水泳連盟公式・公認競技会については、報告の必要はない。
 - ④報告期限 競技会終了後、10日以内とする。
 - ⑤注意事項 ○期限までに報告なき場合はランキングに掲載しない。
○この記録を証明する資料を添付すること。
○従来、国体や県外大会等の報告がなされていない場合が多くあった。国体等の県編成チームについては、各監督が、その他の大会は所属チームの監督が責任をもって報告すること。
注意○平成29年3月に県外の競技会(全国JOCを除く)に出場予定のある選手は、あらかじめ、総務委員長に連絡の上、競技会終了後、直ちに報告すること。

4. 三重県新記録の認定について

- ・ (公財)日本水泳連盟の公式・公認大会と(一社)三重県水泳連盟の公式・A公認大会であること。
- ・ 競技者登録完了者で、登録団体が(一社)三重県水泳連盟であること。ただし、国体に三重県代表選手として参加した者、国体県内予選に参加した者の樹立した記録はその限りではない。
- ・ 新記録(小・中・高含む)については、公認プールにおいて、平成27年度の最高記録をしのいでいる記録とする。
- ・ 小・中・高校の新記録については、三重県内の学校に在席していなければならない。

5. 三重県新記録の報告

- ・ (一社)三重県水泳連盟公式・公認大会以外で樹立した新記録については所定の様式6の新記録報告書にて報告すること。
 - ①報告場所 〒511-0811 桑名市東方1565-1 ロイヤル立坂1A
(一社)三重県水泳連盟 事務局

- ②報告期限 各大会終了後、7日以内とする。
- ③注意事項 期限内に報告なき場合は公認・表彰をしない。なお、国体を含め全国大会・ブロック大会等の報告がなされない場合が多いので、各監督は十分配慮すること。

6. 新記録証について

- ・ 新記録証については、(一社)三重県水泳連盟公式大会は当日授与、公認大会は後日授与する。
- ・ 新記録証については、個人種目は1枚、リレー種目は単独チーム5枚、混成チーム4枚を授与するが、それ以上を希望する場合は、1枚につき100円の実費を支払わなければならない。

7. 登録番号について

- ・ 記録認定は、すべて(公財)日本水泳連盟の7桁の登録番号で行われます。この番号は、生涯にわたり、変わりません。選手各々は、各自の登録番号を忘れないように心がけてください。